



古志原小学校だより

令和6年度No.11

えがおいっぱい

10月21日

(文責 校長 小林 敏朗)

本校のいじめの重大事態の報告ならびに「いじめ防止基本方針」について

本校では、いじめについて、行為を受けた相手が嫌な思いや悲しい思い、辛い思いをしたものをいじめとして捉えています。本校でも、毎年いじめに該当する事案は起きています。中には、そのいじめが理由で長期にわたって欠席している児童も見られ重大事態として捉え、取り組んでいる事案があります。

(いじめの重大事態とは、いじめにより「児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある」ときと認めるとき)や「児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」ときと認めるとき」であり、松江市教育委員会や島根県教育委員会、文部科学省に報告することになっている重大な事案で稀なこと) 今回のいじめ重大事態が発生した原因は、加害者の被害者に対する言動と、それについての情報共有が当時の担任含め学校組織として適切になされず、指導と対応が不十分であったことと考えています。その結果いじめが深刻化し、被害を受けた児童並びに保護者には辛い思いをさせることになり大変申し訳なく思っております。

これらの事案を踏まえ、これまでの本校の取り組みを検証する中で、今年度は「情報共有」と「初期対応」「記録」に重点を置いて取り組んでいます。いじめの事案が発生した際に、組織的な対応をするために情報共有はとても重要になります。また、情報共有後、できるだけ早く被害者に寄り添い、事実の確認や思いを聴くことも重要になります。そこで、今年度本校では、再発防止に向けて次のような取り組みをしています。

○全教員が情報共有できる「いじめ認知事案一覧表」を活用する。

○事実や気持ちなど被害者への聞き取り（被害者に寄り添った対応）をより丁寧に行う。

○各学年部や職員会議での情報共有を迅速にするとともに、記録を残す。

○いじめの対応について、教職員間で違いがないように教職員研修を継続して行う。

最後になりましたが、保護者のみなさまにお願いです。お子さまとの会話や様子から心配なこと、不安なこと等がありましたら、遠慮なく学校（学級担任、学年主任、生徒指導主任、管理職など）に連絡をしていただきたいと思います。連絡をいただくことにより、素早い初期対応にもつながると考えています。よろしくお願いします。また学校以外の機関に相談を希望される場合は、下のQRコードをご利用ください。

なお、本校のいじめ対応についての詳細は、年に1回「いじめ防止基本方針」を改訂しています。今年度の9月改定版につきまして、本校ホームページに掲載しています。ご覧ください。

裏面には、本校のいじめ防止体制（平常時及びいじめ発生時・重大事態発生時）を載せています。こちらの方もご覧ください。

学校以外の
相談機関



島根県ホームページが紹介している
相談機関



松江市ホームページで紹介している
相談機関



本校ホームページの
QRコード

担任～児童支援担当チームまでの流れ

